

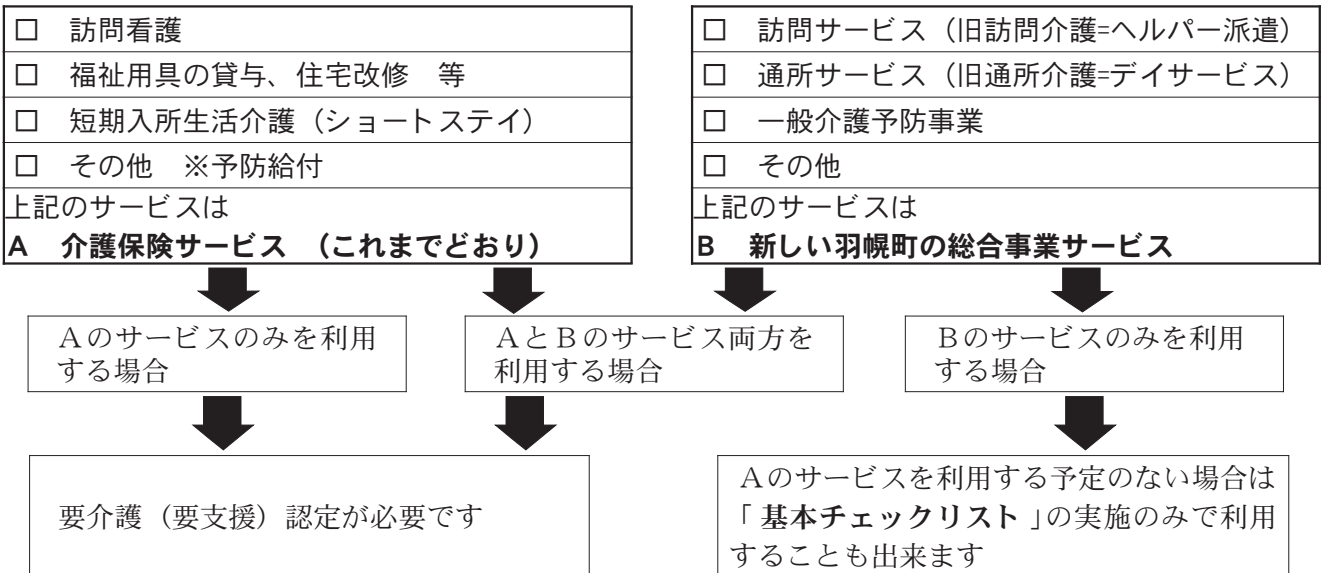
要支援1・2の認定を受けているみなさまへ

【介護予防サービスの仕組みが変わります】

先月号の広報で、「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始についてお知らせしていたところですが、介護保険法が改正され、今まで全国一律、同じ仕組みで提供していた介護予防サービスのうちヘルパー派遣とデイサービスを羽幌町の事業として提供することになりました。

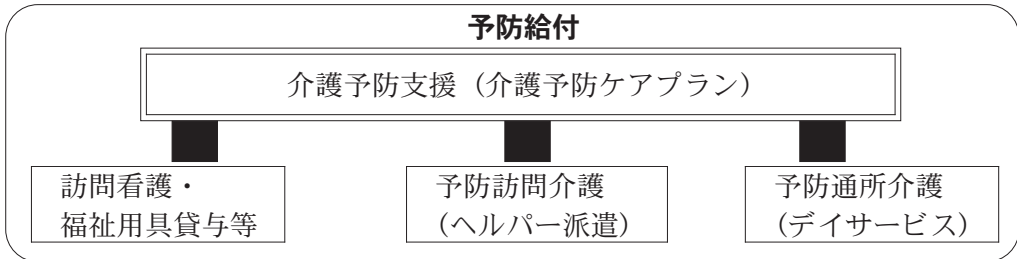
- 保険証の認定期間の開始日が、平成29年4月1日以降になる方から新しい制度に変わります。
- 新しい制度に変わっても、引き続き、必要なサービスを利用することができます。

【あなたの利用するサービスを確認しましょう】

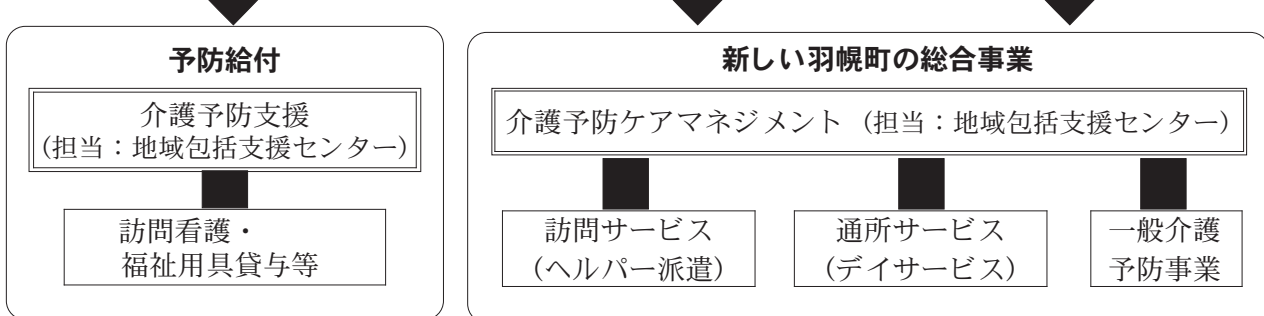


参考 介護予防サービスの制度変更について ～「要支援1」または「要支援2」の方～

【変更前】



【変更後】



※ 「予防給付」サービスを利用する方が、同時に「新しい羽幌町の総合事業」サービスを利用する場合は、介護予防支援となります。